知っていますか？
フリーランスの取引に関する新しい法律
「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2024年11月１日に施行されました。

法律の目的

この法律は、**フリーランスの方が安心して働ける環境を整備する**ため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化　と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	**業務委託の相手方である事業者**で、**従業員を使用しない**もの
発注事業者	**フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用する**もの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象

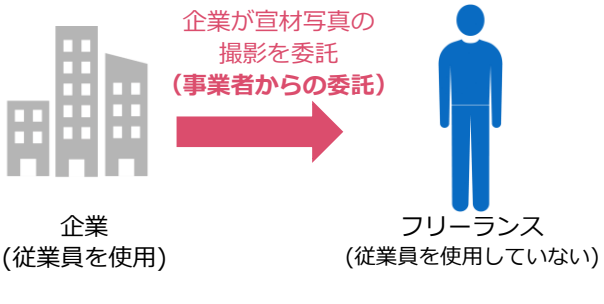

この法律の対象外

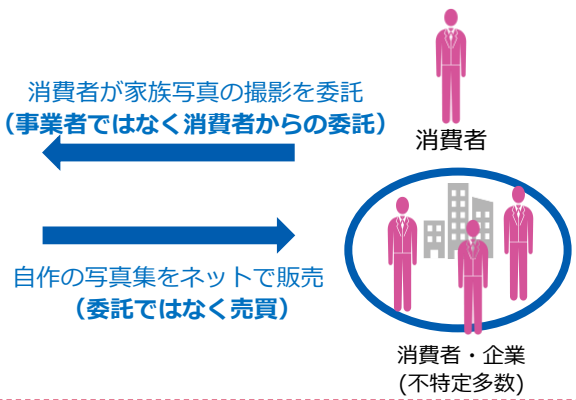

- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」 「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、**働き方の実態として労働者である場合**は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission
中小企業庁
ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者	義務項目	フリーランス
■ フリーランスに業務委託をする事業者 ■ 従業員を使用**していない** ※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。	①	• 業務委託の相手方である事業者 • 従業員を使用していない
■ フリーランスに業務委託をする事業者 ■ 従業員を使用**している**	①、②、④、⑥	
■ フリーランスに業務委託をする事業者 ■ 従業員を使用**している** ■ **一定の期間以上行う業務委託**である ※「一定の期間」は、③は１か月、⑤⑦は６か月です。契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含みます。	①、②、③、④、⑤、⑥、⑦	

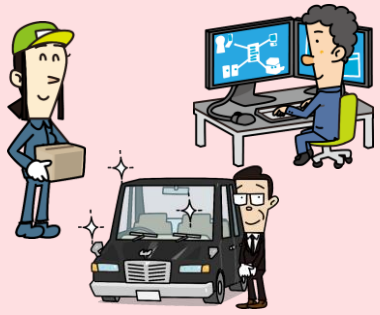

義務項目	具体的な内容
① **書面等による取引条件の明示**	業務委託をした場合、**書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること** 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（金銭以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② **報酬支払期日の設定・期日内の支払**	発注した物品等を受け取った日から数えて**60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う**こと
③ **禁止行為**	フリーランスに対し、**１か月以上の業務委託をした場合、次の７つの行為をしてはならない**こと ●受領拒否　●報酬の減額　●返品　●買いたたき　●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請　●不当な給付内容の変更・やり直し
④ **募集情報の的確表示**	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 **・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならない**こと **・内容を正確かつ最新のものに保たなければならない**こと ※募集情報を掲載する際には、氏名（名称）・住所・連絡先・業務の内容・業務に従事する場所・報酬（６情報）の記載が必要。
⑤ **育児介護等と業務の両立に対する配慮**	**６か月以上の業務委託について、**フリーランスが**育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならない**こと （例）・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること　など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ **ハラスメント対策に係る体制整備**	**フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じる**こと ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応　など
⑦ **中途解除等の事前予告・理由開示**	**６か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、** **・原則として30日前までに予告しなければならない**こと **・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならない**こと

- 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- **項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、**
  項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）
  までお問合せください。

公正取引委員会　中小企業庁　厚生労働省

令和8年1月改訂